

預金商品概要説明書

株式会社 もみじ銀行
平成28年1月1日現在

1	商品名	自由金利型定期預金（大口定期）										
2	ご利用いただける方	個人の方および法人										
3	お預入れ期間	【定型方式】 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ※自動継続の取扱いいたします。 【満期日指定方式】 1か月超5年未満の間で満期日をご指定いただけます。										
方 去 お 預 入 れ	(1)お預入れ方法	一括預入										
	(2)お預入れ金額	1,000万円以上										
	(3)お預入れ単位	1円単位										
5	払戻方法	原則として満期日以後に一括して払戻します。										
6 利 息	(1)適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の金利を約定利率として満期日まで適用します。 ・固定金利とします。 										
	(2)利払頻度	【単利型】 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に利息を支払う場合は、次の利率（小数点第4位以下は切捨てます）で計算した中間払利息を支払います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">預入期間</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">中間払利息の支払</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>1年目に約定利率の70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>1年目・2年目に約定利率の70%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>1年目・2年目および3年目に約定利率の70%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>1年目・2年目・3年目および4年目に約定利率の70%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	中間払利息の支払	2年以上3年未満	1年目に約定利率の70%	3年以上4年未満	1年目・2年目に約定利率の70%	4年以上5年未満	1年目・2年目および3年目に約定利率の70%	5年	1年目・2年目・3年目および4年目に約定利率の70%
	預入期間	中間払利息の支払										
	2年以上3年未満	1年目に約定利率の70%										
	3年以上4年未満	1年目・2年目に約定利率の70%										
4年以上5年未満	1年目・2年目および3年目に約定利率の70%											
5年	1年目・2年目・3年目および4年目に約定利率の70%											
(3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位は1円とします。 ・1年を365日として日割で計算します。 											
(4)金利情報の入手方法	各々の適用金利は店頭の「金利表示ボード」に表示しています。											
(5)その他	【個人のお客さま】 課税扱の場合、受取利息から税金20.315%（復興特別所得税を加えた国税15.315%、地方税5%）が差し引かれます。 【法人のお客さま】 課税扱の場合、受取利息から税金15.315%（復興特別所得税を加えた国税15.315%）が差し引かれます。											
7	手数料	ありません。										
8	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方は、総合口座にセットすれば総合口座の担保とすることができます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・預入期間2年ものは中間払利息を定期預金（預入期間1年）にすることができます。 										

「自由金利型定期預金（大口定期）」

9 中途解約時の取扱

期限前解約利息の計算時には、当行所定の期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てます）を次のとおり適用します。

A、Bの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます）のうち、いずれか低い利率となります。

ただし、A、Bの算式により計算した利率は、解約日における普通預金利率を下限とします。

$$A. \text{ 約定利率} - \left\{ (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times \frac{(\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right\}$$

※「基準利率」とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B. 預入日から満期日までの期間に応じた次の利率。

(1) 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上3年未満	約定利率×70%

(2) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	約定利率×20%
1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
2年6か月以上3年未満	約定利率×40%

(3) 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×60%

(4) 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
3年以上4年未満	約定利率×40%
4年以上5年未満	約定利率×70%

※中間払利息が支払われている場合には、その支払額総額と期限前解約利息との差額を清算します。

10 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率を適用します。 ・この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
11 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772